

## 恵庭市公営企業告示第8号

恵庭市水道料金等徴収業務委託の実施について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、恵庭市水道料金等徴収業務を委託したので、同法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年9月27日

恵庭市公営企業  
恵庭市長 原 田 裕

- 1 受託者の所在地及び名称 東京都港区海岸三丁目20番20号  
ヨコソーレインボータワー  
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社
- 2 受託者の業務所在地 北海道恵庭市京町85番地2  
恵庭市第2庁舎1階 水道お客様センター
- 3 委託期間 平成30年10月1日から平成35年9月30日まで
- 4 委託業務の範囲
  - (1) 窓口・受付
  - (2) 検針
  - (3) 調定
  - (4) 漏水調査
  - (5) 収納
  - (6) 債権管理
  - (7) 電算処理
  - (8) その他関連業務
- 5 対象区域  
恵庭市公営企業の設置等に関する条例（昭和42年条例第14号）第3条に規定する水道事業及び下水道事業の区域。